

新旧対照表

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">被災者向け優良賃貸住宅の割増償却に関する明細書</p> <p>この明細書は、阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第9条第1項に規定する被災者向け優良賃貸住宅の割増償却の適用を受けるときに使用します。</p> <p>この明細書は、被災者向け優良賃貸住宅の割増償却の適用を受ける年分の確定申告書に添付してください。</p> <p>1 記載要領</p> <p>(1) 「①」欄には、建物については「〇〇アパート」、「〇〇マンション」、「〇〇荘」等、建物の名称を記載し、建物附属設備についてはその設備の名称を記載します。</p> <p>(注)1 建物附属設備については、「⑥」欄から「⑩」欄までの各欄の記載は要しません。</p> <p>2 「②」欄には、その被災者向け優良賃貸住宅の所在する市町村名（被災市街地復興特別措置法第21条に規定する住宅被災市町村となっている市町村名）を「豊中市」、「神戸市」、「津名町」などと記載します。</p> <p>(2) 「適用要件の判定」欄の各欄は、次によります。</p> <p>ア 「⑥」欄は、（ ）内に建物の構造を記載し、建築物の区分に応じ、それぞれ該当するものを○で囲みます。</p> <p>イ 「⑨」欄には、この割増償却の適用を受けようとする各独立部分に係る廊下、階段その他共用に供されるべき部分の床面積を含めて記載します。</p> <p>ウ 「⑩」欄と「⑪」欄には、特定附属設備に該当する建物附属設備の取得価額を含めた、建物全体の取得価額と貸家部分の取得価額をそれぞれ記載します。</p> <p>(注) 特定附属設備とは、建物附属設備のうち電気設備（内燃力発電設備及び蓄電池電源設備を除きます。）、給排水設備、衛生設備及びガス設備をいいます。</p> <p>エ 「⑫」欄には、その被災者向け優良賃貸住宅が阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令（以下「震災特例法令」といいます。）第9条第1項第4号イからハまでのいずれの要件を満たすものであるかを記載します。</p> <p>オ 「⑬」欄には、この割増償却の適用を受けようとする各独立部分につき、廊下、階段、その他その共用に供されるべき部分の床面積を除いた専用床面積を記載し、同一の専用床面積である各独立部分の戸数を（ ）内に記載します。</p> <p>カ 「⑭」欄は、この割増償却の適用を受けようとする各独立部分が、専用の台所、浴室、便所、洗面設備を備えたものであるかどうかの区分に応じ、いずれかを○で囲みます。</p> <p>キ 「⑮」欄は、この割増償却の適用を受けようとする各独立部分の賃貸が公募の方法（阪神・淡路大震災の被災者に対し優先して賃貸することが明らかにされているものに限ります。）により行われたものであるかどうかに応じ、いずれかを○で囲みます。</p> <p>ク 「⑯」欄は、その被災者向け優良賃貸住宅の「⑱」欄に記載した「賃貸又は取得の形態」が震災特例法令第9条第1項第4号ロ又はハのいずれかである場合に、この割増償却の適用を受けようとする各独立部分の家賃が、当該共同家賃に係る償却費、修繕費、管理事務費、損害保険料、地代に相当する額、貸倒れ及び空家による損失を補てんするための引当金並びに公租公課の合計額を基礎とする適正な家賃の計算方法として国土交通大臣が定める方法（平成7年3月27日付建設省告示第843号）によって算定された額を超えないものに該当するかどうかに応じ、いずれかを○で囲みます。</p> <p>(3) 「償却費の計算」欄の各欄は、次によります。</p> <p>ア 「⑲」欄には、所得税法第42条又は第43条の規定の適用を受けた資産については、実際の取得価額から国庫補助金等の金額を控除した金額を取得価額とみなして、償却方法に応じて算出した額を記載します。</p> <p>イ 「⑳」欄は、該当する償却方法を○で囲みます。</p> <p>なお、平成10年4月1日以後に取得等した建物の償却方法は定額法となります。</p> <p>ウ 「㉑」欄には、被災者向け優良賃貸住宅が平成7年4月1日から平成10年3月31日までの間に取得等した場合には、「㉒」欄の（ ）内に記載すべき耐用年数が45年以上であれば「170」を記載し、45年未満であれば「150」を記載します。</p> <p>また、平成10年4月1日から平成12年3月31日までの間に取得等した場合には、「㉒」欄の（ ）内に記載すべき耐用年数が35年以上であれば「170」を記載し、35年未満であれば「150」を記載します。</p> <p>2 提出先 納税地を所轄する税務署長</p> <p>3 根拠条文 震災特例法第9条（この制度は平成12年4月1日以後に取得等したのものには適用されません。）</p>	<p style="text-align: center;">被災者向け優良賃貸住宅の割増償却に関する明細書</p> <p>この明細書は、阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第9条第1項に規定する被災者向け優良賃貸住宅の割増償却の適用を受けるときに使用します。</p> <p>この明細書は、被災者向け優良賃貸住宅の割増償却の適用を受ける年分の確定申告書に添付してください。</p> <p>1 記載要領</p> <p>(1) 「①」欄には、建物については「〇〇アパート」、「〇〇マンション」、「〇〇荘」等、建物の名称を記載し、建物附属設備についてはその設備の名称を記載します。</p> <p>(注)1 建物附属設備については、「⑥」欄から「⑩」欄までの各欄の記載は要しません。</p> <p>2 「②」欄には、その被災者向け優良賃貸住宅の所在する市町村名（被災市街地復興特別措置法第21条に規定する住宅被災市町村となっている市町村名）を「豊中市」、「神戸市」、「津名町」などと記載します。</p> <p>(2) 「適用要件の判定」欄の各欄は、次によります。</p> <p>ア 「⑥」欄は、（ ）内に建物の構造を記載し、建築物の区分に応じ、それぞれ該当するものを○で囲みます。</p> <p>イ 「⑨」欄には、この割増償却の適用を受けようとする各独立部分に係る廊下、階段その他共用に供されるべき部分の床面積を含めて記載します。</p> <p>ウ 「⑩」欄と「⑪」欄には、特定附属設備に該当する建物附属設備の取得価額を含めた、建物全体の取得価額と貸家部分の取得価額をそれぞれ記載します。</p> <p>(注) 特定附属設備とは、建物附属設備のうち電気設備（内燃力発電設備及び蓄電池電源設備を除きます。）、給排水設備、衛生設備及びガス設備をいいます。</p> <p>エ 「⑫」欄には、その被災者向け優良賃貸住宅が阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令（以下「震災特例法令」といいます。）第9条第1項第4号イからハまでのいずれの要件を満たすものであるかを記載します。</p> <p>オ 「⑬」欄には、この割増償却の適用を受けようとする各独立部分につき、廊下、階段、その他その共用に供されるべき部分の床面積を除いた専用床面積を記載し、同一の専用床面積である各独立部分の戸数を（ ）内に記載します。</p> <p>カ 「⑭」欄は、この割増償却の適用を受けようとする各独立部分が、専用の台所、浴室、便所、洗面設備を備えたものであるかどうかの区分に応じ、いずれかを○で囲みます。</p> <p>キ 「⑮」欄は、この割増償却の適用を受けようとする各独立部分の家賃が公募の方法（阪神・淡路大震災の被災者に対し優先して賃貸することが明らかにされているものに限ります。）により行われたものであるかどうかに応じ、いずれかを○で囲みます。</p> <p>ク 「⑯」欄は、その被災者向け優良賃貸住宅の「⑱」欄に記載した「賃貸又は取得の形態」が震災特例法令第9条第1項第4号ロ又はハのいずれかである場合に、この割増償却の適用を受けようとする各独立部分の家賃が、公営住宅法第16条第1項に規定する計算方法に準ずるものとして建設大臣が定める方法（平成7年3月27日付建設省告示第843号）によって算定された額を超えないものに該当するかどうかに応じ、いずれかを○で囲みます。</p> <p>(3) 「償却費の計算」欄の各欄は、次によります。</p> <p>ア 「⑲」欄には、所得税法第42条又は第43条の規定の適用を受けた資産については、実際の取得価額から国庫補助金等の金額を控除した金額を取得価額とみなして、償却方法に応じて算出した額を記載します。</p> <p>イ 「⑳」欄は、該当する償却方法を○で囲みます。</p> <p>なお、平成10年4月1日以後に取得等した建物の償却方法は定額法となります。</p> <p>ウ 「㉑」欄には、被災者向け優良賃貸住宅が平成7年4月1日から平成10年3月31日までの間に取得等した場合には、「㉒」欄の（ ）内に記載すべき耐用年数が45年以上であれば「170」を記載し、45年未満であれば「150」を記載します。</p> <p>また、平成10年4月1日から平成12年3月31日までの間に取得等した場合には、「㉒」欄の（ ）内に記載すべき耐用年数が35年以上であれば「170」を記載し、35年未満であれば「150」を記載します。</p> <p>2 提出先 納税地を所轄する税務署長</p> <p>3 根拠条文 震災特例法第9条（この制度は平成12年4月1日以後に取得等したのものには適用されません。）</p>